

**グローバル・スタートアップ・キャンパス構想**  
**先行的活動における運営支援法人に関する公募要領**

**1. グローバル・スタートアップ・キャンパス(GSC)構想と本公募の概要**

- GSC 構想では、国内外の優秀で野心的な研究者、スタートアップ、先見的なベンチャーキャピタル(VC)、アクセラレーター、企業との連携により、我が国全体のイノベーション・エコシステムの変革を促進し、世界最高水準のイノベーション・エコシステムのハブを構築することをミッションとしている。
- 「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行的活動に関する実施方針(令和7年6月10日)」「(以下、実施方針)及び「同実施細則(令和7年6月10日)」「(以下、実施細則)では、世界から優れた人材・投資を集める呼び水となるよう、**海外機関との連携**による、**①研究者・投資家等の集積に向けた国際研究、②事業化支援、③人材育成(フェローシップ)**を先行的活動として一体的に実施し、これらの取組を通じて、**本構想の実現に向けた取組の具体化・高度化につなげるとともに、ステークホルダーとのパートナーシップを構築することとされている。**
- 先行的活動の実施に当たっては、ディープテック分野の研究及び事業化支援に実績を有する**国内外の外部機関も活用しながら、柔軟かつ継続的な改善に取り組む。**その際、**イノベティブな若者の画期的アイデアを集め、伸ばすような仕掛けの組み入れも促進する。**
- 上記目的を国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)に造成されている基金を活用して達成するため、この度、内閣府は、上記①～③の業務のいずれか又は全てを担う機関を運営支援法人として募集する。その詳細は以下のとおり。

**2. 運営支援法人のミッション**

**(1) 研究者・投資家等の集積に向けた国際研究プログラム**

- 国際研究プログラムは、AI・ロボティクス、バイオテクノロジー、クライメットテック等の領域において、研究・事業化経験を有するベンチャー・ディレクター(VD)<sup>1</sup>が設定する社会的インパクトの高い革新的研究テーマ<sup>2</sup>の下、海外機関との連携により世界で最も野心的な研究者等を

---

<sup>1</sup> 米国 ARPA-E や英国 ARIA の Program Director (PD)と類似の役割が期待されるが、日本における PD の役割が異なり、事業化を目指した研究開発の推進に注力する役割が期待されることから、本公募では Venture Director (VD)という名称と使用している。

<sup>2</sup> 独創的なアイデアや技術に基づき、スタートアップ創出や新産業の形成を通じて、社会や経済に変革をもたらす可能性を有する研究開発活動を指し、以下の特徴を有するもの。「①重要性(Importance)」、「②新規性(Most Unmet)」、「③知財の防衛力(IP Defensibility)」、「④変曲点までの時間(Time-To-Inflexion)」

呼び込むプログラムである。

- 本プログラムにおいて、運営支援法人は、JST から委託を受け、以下の業務を行う。
- ① **ガバナンス体制の構築**：世界の研究者、創業者、投資家等の外部有識者で構成する諮問機関(Scientific Board)や、研究成果の事業化の観点で専門的な知見を提供できる機関(Industry Advisor)を運営支援法人内に設置する等、以下の②～⑨の業務を実施するにあたり適切なガバナンス体制を構築する。
  - ② **VD の発掘**：ディープテック分野における世界最先端のテクノロジー動向を踏まえ、Scientific Board の審議を踏まえる等しつつ、契約期間開始後、半年以内に以下の要件を満たす人材を VD 候補として発掘する。
    - ・ 研究成果の事業化の経験を有すること
    - ・ 世界で最も野心的な革新的研究テーマの設定能力が期待できること
    - ・ 研究課題のポートフォリオのマネジメント能力が期待できること
    - ・ グローバル市場でのビジネスの経験又はポテンシャルを有すること
    - ・ 日本のイノベーション・エコシステムの発展に貢献する意欲を有することなお、VD は革新的研究テーマの事業化に向けた研究活動の運営責任者であり、研究代表者(PI)として研究を実施する者ではない<sup>3</sup>。
  - ③ **VD 候補の確保**：運営支援法人が VD 候補を確保する(1運営支援法人当たり1～3名程度)。勤務条件は、フルタイムでの雇用や日本在住とするなど、VD 候補が VD として本プログラムに本格的にコミットできるようにすることを要件とする。運営支援法人は VD 候補を選定の上 JST に報告する。それを基に内閣府が VD を決定し、JST は、当該 VD に対して別途委嘱<sup>4</sup>を行うこととする。また、運営支援法人は VD の評価を行い、その結果を JST に報告するとともに必要な処遇を講じることとする。
  - ④ **ワークショップの実施及びコミュニティ形成に係る支援**：VD による革新的研究テーマ案の検討に必要な、国内外の研究者、VC、企業等が参加するワークショップを実施するとともに、革新的研究テーマの事業化のために必要なコミュニティ形成を、ネットワーク構築活動を通じて支援する。
  - ⑤ **社会的インパクトの高い革新的研究テーマの設定に係る支援**：上記④の活動も経て、国際的なテクノロジー・産業動向を踏まえ、マーケット・フィードバック<sup>5</sup>を得つつ、以下の観点を考慮して VD により発案される革新的研究テーマの設定を支援する。

---

<sup>3</sup> 運営責任者としての VD に係る知的財産の取り扱いには「7. 留意事項」も参照すること。

<sup>4</sup> 運営支援法人に雇用される VD 候補を、JST は JST の VD(ベンチャー・ディレクター)として委嘱する。この場合、VD は運営支援法人に雇用されるため、委嘱にともなう報酬を JST は支給しない。

<sup>5</sup> 研究アイデアや技術、製品の妥当性・実現可能性・商業的な可能性について、ユーザー、顧客、投資家、業界関係者などの視点から得られる評価や意見のことを指す。

- ・ 研究開発及びスタートアップ創出を通じ、社会・経済を科学の力で変革し、世界で最も野心的な研究者を惹き付ける魅力と斬新さを有すること
- ・ 科学的研究成果から創出したスタートアップがグローバル市場で活躍するポテンシャルを有すること
- ・ 日本の強みや課題も考慮したものとする

- ⑥ **研究代表者(PI)の公募・採択に係る支援**: VD の下、革新的研究テーマに基づき、大学・研究機関・企業(スタートアップを含む)等に所属する研究者を対象として JST が実施する研究代表者(PI)の公募・採択を支援する<sup>67</sup>。
- ⑦ **革新的研究テーマの進捗管理(評価を含む)を支援**: VD の下、PI が行う革新的研究テーマの事業化を目指した研究課題の進捗管理(評価等を含む)を支援する。
- ⑧ **革新的研究テーマに基づく研究課題の事業化の支援**: VD が行う研究課題の事業化を支援する。
- ⑨ **研究資金配分を行う海外公的機関や海外非営利機関等との協調ファンディング**: 革新的研究テーマに基づく研究活動の実施に当たっては、内閣府の判断で、資金配分を行う海外公的機関や海外非営利機関等(海外協力機関)と連携して PI にファンディングする場合があります。この場合は、共通の VD・革新的研究テーマの下、JST が国内向け、海外協力機関が国外向けにそれぞれ PI の公募・審査・採択を行う。運営支援法人は、JST と海外協力機関の連携を支援する。

○ 採択後のプログラム実施上の留意点は以下のとおり。

- ・ **VD 及び革新的研究テーマの決定プロセス**: VD 及び革新的研究テーマについては、運営支援法人が、上記の基準に基づいて、VD 候補及び革新的研究テーマ候補を選定の上、JST に報告する。それをもとに、内閣府が VD 及び革新的研究テーマを決定する<sup>8</sup>。
- ・ **VD 候補選定方法**: VD 候補の選定に当たっては、ハイルマイヤーの質問<sup>9</sup>を活用すること。
- ・ **支援対象とする研究代表者(PI)**: JST による支援対象は原則、国内機関(国内の大学、研究機関、企業等)に所属する研究者とする。応募時に国外機関(国外の大学、研究機関、企業等)に所属する研究者(国外研究者)であっても応募対象とする。研究者等を日本に呼び込む GSC 構想の実現の観点から、国外研究者が採択された場合においては、当該国外研究者は国内研究機関に所属し、国内で研究を実施することを慫慂する。なお、国外研究者が国外で研究を実施する場合、その国外機関への支出研究費合計は、研究課題への毎年度資金

<sup>6</sup> PI の研究結果により創出された知的財産権の取り扱い、JST が PI の所属機関と締結する研究委託契約に従う。

<sup>7</sup> 革新的研究テーマに基づく円滑な研究の実施のため、必要に応じ運営支援法人と国内機関の間で適切な対応を取ること。

<sup>8</sup> 運営法人やそれに雇用される VD の活動に関する知的財産権の扱いは、JST が定める業務委託契約に従う。

<sup>9</sup> 米国 DARPA・ARPA 及び英国 ARIA において、研究開発プロジェクトの評価・選定に用いられる基本的な質問集のこと。

配分額の 50%未満の範囲とする。また、本構想ではスタートアップの創出及び国際展開に向けた成長を目指していることから、PI又はそのチームにおいて博士号を有する創業者候補を含めることも恣意とする。

## (2) 事業化支援プログラム

- 事業化支援プログラムは、ディープテック分野における研究段階からグローバル展開を見据え、事業化を目指す国内機関の博士課程在籍者、博士号保有者等(以下、創業者候補)による事業化の促進等を行うプログラムである。
- 本プログラムにおいて、運営支援法人は、JST から委託を受け、以下の業務を行う。
  - ① **対象者の選定**:グローバルかつ大規模に成長できるスタートアップを創出できるポテンシャルを有する創業者候補及び創業者等を支援候補として公募・選定する。なお、1運営支援法人当たり、1コホート<sup>10</sup>、10~30名程度/年を目安とする。
  - ② **経営ノウハウの提供**:財務・資本政策、機関設計、市場調査等の経営ノウハウを提供する。
  - ③ **メンター支援やコミュニティ形成支援**:海外マーケットにてディープテック分野のスタートアップの創業・資金調達・スケールアップ等の経験を有するメンタープールを構築し、このプールから選ばれた、創業者候補に対する適切なメンターによるメンタリングを行う。また創業者候補とディープテック分野のスタートアップ創業者達との Peer-to-Peer のコミュニティ形成を支援する。
  - ④ **事業化の各プロセスでの支援の提供**:国内機関に所属する創業者候補や日本国内で登記された法人(スタートアップ)に対し、仮説検証や市場調査、国際特許出願、財務・資本政策、機関設計、行政手続き等のための支援(以下、展開支援と呼ぶ)を提供することができる。
  - ⑤ **海外 VC 等のネットワーキング機会の提供**:創業者候補へ海外 VC 等の先見性のある投資家、連携先となり得る事業会社等とのネットワーキングの機会を提供する。
  - ⑥ **知財戦略立案、権利化支援**:創業者候補の研究から生まれた成果の事業化に向けた知財戦略の立案及び知財の権利化を支援する。
- この際、国際研究プログラムから創出された成果に加え、国内の大学や国立研究開発法人、資金配分機関、スタートアップ・エコシステム拠点都市等で創出された成果も対象とする。
- 本プログラムの実施に当たり、会社設立、資金調達、知財に関する進展など、測定可能な指標を示すこと。

---

<sup>10</sup> 同じ期間に選抜され、同一プログラムを共に受ける参加者のグループのこと。

### (3) 人材育成(フェローシップ)プログラム

○ 人材育成(フェローシップ)プログラムは、起業家精神の高い若手研究者等の育成や、我が国のイノベーション・エコシステムに参画する意欲の高い研究者の呼び込み等を通じて、イノベーション・エコシステムを形成するためのプログラムである。

○ 本プログラムにおいて、運営支援法人は、JST から委託を受け、以下の業務を行う。

① **国外研究者の国内招へい**： 国外機関に所属する研究者を、国内機関の研究所や研究室等に招へいする。具体的な業務内容は、以下のとおり。

- ・ 国外研究者の選定プロセス・基準・体制の構築
- ・ 国外研究者の選定(リクルート)・デュー・デリジェンス(研究セキュリティ確保を目的とするチェックを含む)の実施<sup>11</sup>
- ・ 受け入れを行う国内機関の選定・契約
- ・ 国外研究者と国内機関とのマッチング(受入条件等の調整支援を含む)
- ・ 国外研究者への人件費等の支払い
- ・ 研究者の日本への渡航支援等、その他国外研究者の国内受入に当たって必要な支援

なお、本プログラムにおける1運営支援法人当たりの受入規模は、3年間を通じて5～10名程度とし、国外研究者の受入期間は最低1年から最長3年とする。

また、招へいする国外研究者の要件は次のとおりである。

- ・ 起業家精神を有し、研究の事業化への高い意欲を有すること
- ・ 優れた研究実績を有すること
- ・ 我が国のイノベーション・エコシステムに発展に意欲を有すること

さらに、内閣府・JST が国外研究者の受け入れ環境の整備等及び招へいを一体的に支援するために実施する「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想先行国際共同研究事業人材育成(フェローシップ)プログラム【インバウンド受入機関公募】(GP-ONE)」で選定された機関(5 機関程度)との連携を期待する。

② **国内研究者の海外派遣**： 国内機関に所属する研究者(国内機関で学位を取得した者)を、国外機関の研究センターや研究室等へ派遣する。具体的な業務内容は、以下のとおり。

- ・ 国内研究者の選定プロセス・基準・体制の構築
- ・ 国内研究者の公募による選定(リクルート)

---

<sup>11</sup> 研究セキュリティの確保を目的とするチェックの概要：運営支援法人は、受入機関と国外研究者とのマッチングを行うにあたり、受入機関が希望する国外研究者についての情報を入手し、国内受入機関に提供すること。詳細は、「7. 留意事項」も参照すること。

- ・ 海外派遣先となる国外機関の選定・契約
- ・ 選定した国内研究者と国外機関とのマッチング
- ・ 海外派遣中の研究者への人件費等の支払い
- ・ その他国内研究者の海外派遣に当たって必要な支援

なお、1運営支援法人当たり、3年間を通じて5～10名程度の規模とし、派遣期間は最低1年から最長3年とする。

- ③ **起業家教育・事業化支援**： 上記①及び②に参画する研究者に対し、研究成果の事業化に向けた突破力のある起業家育成・事業化支援(会社設立、知財の事業化、持続的なネットワーク等)のプログラムを提供する。受入・派遣の対象となる研究者の選定に当たっては、研究の事業化への意欲や実績に留意する。

### 3. 事業規模

- 各プログラムに関する運営支援法人の採択件数は以下のとおり。
  - ① **研究者・投資家等の集積に向けた国際研究**： 1～2機関程度
  - ② **事業化支援**： 1～2機関程度
  - ③ **人材育成(フェローシップ)**： 1～2機関程度
- 各プログラムにおける委託費の上限額は以下のとおり。なお、各プログラム内で複数機関が採択される可能性もあり、その場合は複数機関の合計額とする。
  - ① **研究者・投資家等の集積に向けた国際研究**： 1運営支援法人当たり、委託費 15 億円／3年間<sup>12</sup>
    - ・ 対象領域：AI・ロボティクス、バイオ、クライメットテック等
    - ・ VD 数： 1～3人程度（ただし、1領域あたりの VD 数は1～2名程度とする。）
  - ② **事業化支援**： 1運営支援法人当たり、15 億円／3年間<sup>13</sup>
  - ③ **人材育成(フェローシップ)**： 1運営支援法人当たり、8億円／3年間
- 各プログラムの実施にあたり、申請可能な経費は別紙のとおり。
- 研究者・投資家等の集積に向けた国際研究においては、VD の下で、JST が運営支援法人と連携して PI を公募・採択、PI が所属する機関と JST が委託研究契約を締結し、JST が研究費を PI が所属する機関へ支給する。

<sup>12</sup> JST は、運営支援法人に支出する業務委託費とは別に、JST が採択した PI の所属機関に研究費を直接支出する。研究費は1運営支援法人当たり、3年間で総額 90 億円程度を想定。VD 決定後、VD はこの研究費の配分案(PI の採択数、PI 毎の研究予算規模)について提案することを求められる。

<sup>13</sup> 展開支援を提供する場合も本運営費に含まれる。再委託となる場合は委託契約額の 50%を越えないこと。

- 上記3つのプログラムは、上記支援上限額に関わらず、小規模で開始し、効果の確認を基にスケールアップしていくという提案(マイルストーン設定)を評価する。
- スケジュール上にマイルストーンを設定し、マイルストーンの達成状況を踏まえ契約内容・期間は継続されていくものとする。
- 各プログラムの実施期間は最長3年間とし、契約期間は準備期間等を含め最長 2028 年度末とする。

#### 4. 申請

##### (1) 申請主体の要件

- 以下の①～④の全ての要件を満たす者の提案のみが審査され、一つでも満たさない者の提案については審査を行わない。
  - ① 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
  - ② 内閣府及び文部科学省、JST から取引停止処置を受けている期間中の者ではないこと。
  - ③ 令和 07・08・09 年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)<sup>14</sup>において「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。
  - ④ 申請事業者において、本邦に法人又は支店を設置している、又は採択後ただちに設置する予定があること<sup>15</sup>。

##### (2) 申請単位

- 上記2. (1)～(3)のプログラムにつき、同一機関による複数プログラムへの応募を可能とする。ただし、提案書はプログラム毎に提出することとする。
- 上記4. (1)①～④の要件を全て満たす複数の機関による共同提案も可能とする。その場合は、全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。「7. 留意事項」も参照すること。

---

<sup>14</sup> <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatujoho/resources/app/html/shikaku.html>

<sup>15</sup> 契約時点で申請事業者の法人が本邦に設置されている場合、その法人と契約することとする。契約時点で申請事業者の法人が本邦に設置されていない場合、当該法人が設置され次第(採択後1年以内を目的)、契約上の申請事業者の地位を当該法人に移行することを推奨する。

### (3) 特記事項

- GSC 構想のミッションの下、上述の各プログラムにおける運営支援法人の業務の一部を変更した取組の提案についても、実施方針及び実施細則に基づき、認められることがある。
- 運営支援法人に委託するのは GSC 構想の一部であり、プログラムの設計などを含めた構想全体のガバナンス及び業務の実施、体制管理については内閣府が行う。
- 運営支援法人には迅速な執行を求めることとする(意思決定に時間を要する法人は不向きとなる)。
- 当該先行的活動は、日本のイノベーション・エコシステムを世界最高水準のものへと大きく変革していく長期的な取組の一環であり、運営支援法人には今後の GSC における活動全般での長期的な連携が期待される。特に、GSC 運営法人(仮称)の設立に向けて、当該先行的活動の知見、経験も踏まえつつ、内閣府及び JST で行う設立準備に係る検討に協力すること。

## 5. 審査

### (1) 審査方法

- 各プログラムの実施にあたり、内閣府は、内閣府に設置するステアリング・コミティの審議を踏まえ、運営支援法人として指定する。
- 審査は、書面により一次審査を行う。その後、書面審査通過者を対象として、必要に応じ面接審査(原則オンライン)を行う。

### (2) 審査の観点

- 提案には、スタートアップ優先(startup-first)、グローバル志向(globally ambitious)、創業者主導(founder-driven)に沿った内容を期待。
- 内閣府のステアリング・コミティにおいて、以下の観点に基づいて提案内容の審査を行う。

#### ① 提案概要

- ・ 課題認識
- ・ 提案の具体性
- ・ 期待される成果

#### ② 提案者の提案プログラムに関連する実績(トラックレコード)：

- ・ ディープテック分野における業務・支援実績(法人単位、スタッフ単位、日本国内・海外での実績、過去の実施プログラムの資金源)及び国際的優位性
  1. 研究者・投資家等の集積に向けた国際研究プログラム：ARPA、ARIA 等の先端国際プログラムにおいて、VD 相当者の発掘、テーマの設定、研究及び事業化の実績
  2. 事業化支援プログラム：創業前の研究者への経営ノウハウ等やネットワーク支援の

提供及び PhD-CEO<sup>16</sup>等への支援により、大型資金調達(100 億円以上)を行ったスタートアップユニコーン企業の輩出実績

3. 人材育成(フェローシップ)プログラム: 海外大学等との連携関係を有し、起業家精神の高い国外研究者の国内受入及び国内研究者の海外派遣の実績

③ 提案の背景・手法:

- ・ 現状認識
- ・ 評価手法
- ・ 独自性、革新性、柔軟性
- ・ リスクアセスメントと対応策

④ スケジュール及び明確なマイルストーン、ステージゲート:

⑤ 日本のイノベーション・エコシステム及び GSC 構想への貢献・インパクト:

- ・ 提案者自身の日本との関係性
- ・ プログラムで創出されたスタートアップへ紹介可能な海外トップクラス投資家の一覧
- ・ 日本の創業者(PhD-CEO)及びスタートアップの海外マーケットへの進出
- ・ その他、プログラム実施を通じた日本のイノベーション・エコシステム及び GSC 構想へのインパクト(長期的な戦略的価値を含む)

○ ベンチャービルディングに精通し、具体的な成果(立ち上げた企業、知財の商業化、資金調達チームなど)を示し、GSCミッションと整合した提案、GSC構想への長期的な戦略価値を積極的に評価する。

○ ①国際研究プログラム、②事業化支援プログラム、③人材育成(フェローシップ)プログラムの連携に関する取組の提案を積極的に評価する。

### (3) 審査スケジュール

公募開始: 2025 年7月 15 日(火)(日本標準時)

公募締切: 8月 22 日(金)(日本標準時)

審査期間: 8月~9月

運営支援法人とJSTとの契約・事業実施: 9月以降順次

### (4) 審査資料

○ 以下のフォームを提出すること。

---

<sup>16</sup> 博士号(Ph.D.)を持ち、deep tech に造詣の深い最高経営責任者(CEO)の意味。

- ① 提案書(A4 または Letter サイズ5ページを上限とする)<sup>17</sup>
- ② 予算計画フォーム
- ③ マイルストーンフォーム

○ 提出書類の作成に当たり、使用言語は英語とする。

#### (5) 審査結果の公表・契約

- 申請のあった提案者名は審査終了後に内閣府ウェブサイトにて公表する。
- 内閣府から採択された運営支援法人は、該当プログラムに関する業務委託契約を JST と締結する<sup>18</sup>。契約書中の契約条項は日本語とし、業務計画書は英語を正とし、日本語訳を副として作成する。具体的な雛形は後日ホームページにて掲載予定。また、契約の手続きにおいて使用する通貨は日本国通貨とする。
- GSC 運営法人(仮称)が設立された場合、契約上の JST の地位は GSC 運営法人(仮称)に移行されることを予め承諾すること。

#### (6) 提出方法・提出先

電子メールにて下記アドレスに送付

E-mail: [gsuc.h8k@cas.go.jp](mailto:gsuc.h8k@cas.go.jp)

#### (7) 利害関係者の排除

- 審査に当たり、ステアリング・コミッティのメンバーのうち、提案者と利害関係を有する者は、当該提案者の審査は行わない。
- 公募の開始から事業者の決定までの間に、ステアリング・コミッティの構成員に対し、評価及び採択についての働きかけを行うなど、本公募による選定手続きの公平性、透明性及び競争性を阻害したと認められる申請者については、審査を行わないまたは取りやめる。また、事業者の決定後にその事象が認められた場合には、契約を解除することとする。

## 6. 評価

---

<sup>17</sup> 必要に応じ、提案書とは別に補助資料を添付することは可能。

<sup>18</sup> 応募時の提出書類は、契約事務のため JST と共有する。  
運営支援法人に対しては、毎会計年度(4月～3月)で JST による確定検査を実施する。なお、会計検査院による会計検査が実施される場合もある。

## (1) 報告・評価

- 運営支援法人は、マイルストーンごとにプログラムの進捗状況を JST に報告する。
- 運営支援法人からの報告に基づき、内閣府は内閣府に設置するステアリング・コミッティの審議を踏まえ、各運営支援法人の評価を行い、JST と共有するとともに、必要な措置を講じる。

## 7. 留意事項

### (1) 知的財産権の管理に関する留意事項

- 本公募業務により生じた知的財産権は、JST と運営支援法人の間で締結する業務委託契約に従う<sup>19</sup>。
- 本公募業務の受託者(運営支援法人)が既に有する著作権又は第三者が権利を有する著作物、人物を写した写真等を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物等の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託業務において行い、内閣府又は JST による利用に関して支障がないよう措置をするとともに当該者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じること。
- 本公募業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等が専ら内閣府や JST の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託業務実施は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

### (2) 共同提案に関する留意事項

- 複数者で共同提案する場合は、次に掲げる要件等に留意すること。
  - ・ 全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。
  - ・ 共同提案体を構成する法人間において、その結成や運営等についての協定書を作成し、提案書類に含めて提出すること。

### (3) 再委託に関する留意事項

- 本公募業務の受託者(運営支援法人)は、本受託業務の全部または業務の主となる部分を第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に再委託することはできない。ただし、主要部分ではない部分の一部業務(専門性の高い業務)においては再委託を可能とする。その際、本公募業務の契約金額に占める再委託契約金額の割合は、50%未満とすること。

---

<sup>19</sup> VD は研究実施者では無いが、研究・事業化マネジメントにおいても特許等の知的財産創出に貢献する(共同発明者となる)可能性がある。よって VD およびその雇用主である運営支援法人の知的財産権の取り扱いを業務委託契約にて定義する。

- 受託者は、知的財産権、情報セキュリティ(機密保持及び遵守事項)、ガバナンス等に関する受託者の債務を、再委託先事業者も負うよう必要な処置を実施すること。また、再委託先事業者の対応について最終的な責任を受託者が負うこと。(発注者が業務完了後に行う調査に必要な証跡書類の提出管理の実地等)
- 受託者は、再委託をするにあたり、安全保障上問題がない再委託先を選定しなければならない。
- 受託者は、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力を再委託先としないこと。

#### (4) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティ及び研究セキュリティの確保

- 我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要がある。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっている。
- そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保することが重要である。
- また、「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性<sup>20</sup>(令和6年12月18日)」においては、我が国の経済安全保障上の要請に応えるのみならず、学問の自由・独立性・開放性・相互主義／互惠性・透明性といった共通の価値観に基づく開かれた研究環境を守り、大学等の国際連携を推進するために、研究セキュリティ確保が必要とされている。研究セキュリティ確保の取組は、ゼロリスクを目指したり、幅広い研究に制限を設けたりすることはせず、研究や国際連携を健全に前に進めることを目的に、その際に生じ得るリスクを適切な範囲で軽減するために行うことを原則としている。また、内閣府では、「重要技術の流出防止等の取組に関する手順書」の検討が進んでいる。

<sup>20</sup> 「大学等の研究セキュリティ確保に向けた文部科学省関係施策における具体的な取組の方向性(概要)(令和6年12月18日)」 [https://www.mext.go.jp/content/20241219-mxt\\_kagkoku-000039301\\_2-1rrr.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20241219-mxt_kagkoku-000039301_2-1rrr.pdf)

- このような状況を踏まえ、本公募の人材育成(フェローシップ)プログラム等においては、研究セキュリティ確保の取組として、国内受入機関に対して、受け入れる国外研究者へのデュー・デリジェンスを実施し、適切なリスクマネジメントを行うことを求めることとしている。その際、人材育成(フェローシップ)プログラムの業務を担う運営支援法人においては、国内受入機関と国外研究者とのマッチングを行うにあたり、国内研究機関におけるデュー・デリジェンスを支援いただく。
- 運営支援法人は、国内受入機関と国外研究者とのマッチングを行うにあたり、国内受入機関が希望する国外研究者については、以下の情報を入手し、国内受入機関に提供することとする。
  - ① 安全保障貿易管理における「特定類型」に該当するか。
  - ② 経済産業省の外国ユーザーリスト、米国の統合スクリーニングテスト等に登録されている機関への所属、共同研究・受託研究、共著論文執筆・公表、学会等での連名口頭発表などがあるか。
  - ③ 経済安全保障や安全保障の観点から問題のある行為を行ったことがあるか。

#### (5) 他の競争的研究費制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

- 他省庁を含む他の競争的研究費制度等<sup>21</sup>において、研究費等の不正使用等により制限が行われた研究者については、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」「競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ(令和3年12月17日改正)」に準じて、他の競争的研究費制度等において応募資格が制限されている期間中、本公募業務における各プログラムへの参加資格を制限する。
- 「他の競争的研究費制度等」については、現在継続実施中の制度の他、令和7年度以降に新たに公募を開始する制度も含む。なお、令和6年度以前に終了した制度においても対象となる。

#### (6) 関係法令等に違反した場合の措置

- 各プログラムを実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、助成金の執行の停止、返還等を行っていただくことがある。

#### (7) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や

<sup>21</sup> 現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイトを参照すること。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきている。そのため、研究機関が本事業を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められる。

- 日本では、「外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)」(以下、外為法)に基づき輸出規制<sup>22</sup>が行われている。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守するよう求める。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがある。
- 貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となる。リスト規制技術を非居住者(特定類型<sup>23</sup>に該当する居住者を含む。)に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要である。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれる。
- また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がある。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がある。
- 加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入機関が適切に把握する必要がある。
- 外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要がある<sup>24</sup>。このため、契約締結時まで、本事業

---

<sup>22</sup> 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っている。

<sup>23</sup> 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指す。

<sup>24</sup> 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務がある。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいう。

業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合がある。

- 提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求める。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合がある。
- また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合がある。

## (8) 業務の実施方法・体制

- 本業務の実施に当たっては、内閣府又は JST(以下、内閣府等という。)との間で十分なすり合わせを行い、内閣府等からの指示に従うほか、少なくとも月1回は事業の進捗状況について報告を行うこと。
- 作業内容や作業スケジュールを考慮し、本業務を実施するにふさわしい知見・技術を持った人員、対外的な対応ができる人員を適切数確保すること。中核となって実際に業務を担当する者(リーダー)については、豊富な知識と調査能力を有する優れた人物をもって充てることとし、当該者を変更する場合は発注者の了承を得ることとする。また、一時的に作業が集中する期間の人員確保にも配慮した人員計画を立てること。
- 特に、本業務は海外大学等との連携があることから、グローバルな拠点を有し、英語による調整が可能なグローバルチームで対応する体制とすること。
- 内閣府等から受託者に対してスムーズに連絡がとれるよう、必要な時に連絡が取れ、迅速な対応が可能な体制を受託者側において構築すること。また、受託者側において、問題等が発生した場合に速やかに内閣府等へ報告ないし相談できる体制を構築すること。
- 内閣府等から要望があった場合には、関係府省会議や有識者会議等において進捗報告を行うとともに、当該会議からの指摘事項は内閣府等と協議の上、業務に適切に反映し、効果的な事業の実施に努めること。

---

経済産業省等のウェブサイト、安全保障貿易管理の詳細が公開されている。詳しくは以下を参照すること。

安全保障貿易管理(全般) : <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

安全保障貿易管理ハンドブック <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

一般財団法人安全保障貿易情報センター <https://www.cistec.or.jp/index.html>

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について [https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t10kaisei/ekimu\\_tutatu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf)

## (9) 情報管理

- 本業務における個人情報の取り扱い・保全については、日本における個人情報保護法等の法令を遵守するとともに、内閣府等からの指示に適切に従うこと。
- 契約締結後、本業務に係る情報の取扱者の名簿を提出し、内閣府等の承認を得ること。
- 上記の名簿以外の者に情報を提供等することは、重大な契約違反であり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。
- 契約において知り得た全ての情報について、受託者が自ら利用又は第三者に開示する際は予め内閣府等の承認を得ること。
- 内閣府等から提供を受けた情報の取り扱いについては、内閣府等の指示に従うこと。
- 関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定(例:メールであればBCC)を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業員で確認するなど、個人情報等(他の受信者の個人情報以外の情報を含む。)の流出防止に万全を期すこと。
- 情報流出等のインシデント又はそのおそれがある事案が発生したときには、速やかに内閣府等及び関係部署へ報告すること。
- 内閣府等からの求めがあったときには、情報管理の実施状況等について、遅滞なく監査を受けること。
- 上記により得られた情報に基づき内閣府等が確認した結果、情報セキュリティ対策の履行が不十分と認められた場合には、受託者は内閣府等からの改善の指示に基づき必要な措置を講じなければならない。
- 受託者は、契約履行後は取り扱った非公開情報を発注者へ返却又は抹消し、内閣府等の承認を得なければならない。
- 受託者は、契約履行完了後も情報の保全に関し、必要に応じて監査・調査を受けなければならない。

## (10) その他留意事項

- 本公募案要領に記載されていない事項又は本業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、内閣府等と協議すること。
- 本公募要領に定めのない事項で本受託業務の遂行上必要な業務等が生じた等の場合には、内閣府、JSTと受託者は誠意を持って協議を行い、解決を図ること。また、この協議結果については、内閣府、JSTと受託者の間における指示事項、依頼事項、連絡事項、合意事項等の形で書面化すること。
- 本業務の実施に際して、ワークライフバランス等の推進に関する取組の実施に努めること。
- 本業務の実施に際して、温室効果ガス等の排出削減など、環境負荷の低減に配慮すること。